

医療機関等との関係の透明性に関する指針

2022年11月14日 現在

ヴィアトリス製薬株式会社

医療機関等との関係の透明性に関する指針

1. ヴィアトリス製薬における透明性に関する指針

ヴィアトリス製薬株式会社（以下「ヴィアトリス製薬」）は、患者さん・国民の生命・健康に関わる生命関連企業として、日本製薬工業協会が公表している「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、ヴィアトリス製薬が行うあらゆる活動の透明性をこれまで以上に高め、社会からのさらなる高い信頼を得られることを目指し、ここに「医療機関等との関係の透明性に関する指針」を定め、ヴィアトリス製薬における行動指針とします。

2. 公開方法

ヴィアトリス製薬のウェブサイトを通じて公開します。

3. 公開時期

前年度分（1月1日から12月31日まで）の医療機関等に対する資金提供を決算終了後に公開します。

4. 公開対象

A: 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制のもとで実施されている研究・調査等に要した費用が含まれます。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開します。

① 特定臨床研究費(注1)	提供先施設等の名称等(注2)：〇〇件〇〇円
② 倫理指針に基づく研究費(注3)	提供先施設等の名称(注4)：〇〇件〇〇円
③ 臨床以外の研究費(注5)	提供先施設等の名称(注4)
④ 治験費	提供先施設等の名称(注4)：〇〇件〇〇円
⑤ 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称(注4)：〇〇件〇〇円
⑥ 副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称(注4)：〇〇件〇〇円
⑦ 製造販売後調査費	提供先施設等の名称(注4)：〇〇件〇〇円
⑧ その他の費用 年間の総額	

(注1)「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

(注2)「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」

等を公開する。

(注3)「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”を指す。

(注4)「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」等を公開する。

(注5)「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、治験および製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」や「製剤学的研究」などに要した費用をいう。

B: 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄付金、一般寄付金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄付金、学術共催費としての支払いが含まれます。

- | | |
|---------|--------------------------|
| ① 奨学寄付金 | 〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円 |
| ② 一般寄付金 | 〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円 |
| ③ 学会寄付金 | 第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円 |
| ④ 学会共催費 | 第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円 |

※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。

C: 原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等が含まれます。

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| ① 講師謝金 | 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）
：〇〇件〇〇円 |
| ② 原稿執筆料・監修料 | 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）
：〇〇件〇〇円 |
| ③ コンサルティング等業務委託費 | 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）
：〇〇件〇〇円 |

※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。

D: 情報提供関連費

医療機関等に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説

明会等の費用が含まれます。

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 講演会等会合費 | 年間の件数・総額 |
| ② 説明会費 | 年間の件数・総額 |
| ③ 医学・薬学関連文献等提供費 | 年間の総額 |

E: その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれます。

- | | |
|---------|-------|
| ① 接遇等費用 | 年間の総額 |
|---------|-------|

以上